

介 護 保 険 施 設 の 比 較

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
開 設 者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、その他厚生省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師等
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定
対 象 者	常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリ、看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）」の1割又は2割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担		
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（22%） 第2号被保険者保険料（28%）		
施設基準	居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上	病室 （1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上
スタッフ （入所者100人当たりの配置人員）	医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 生活指導員 1人 機能訓練指導員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人	医師（常勤） 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人 支援相談員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 薬剤師 等	医師 3人以上 看護職員 17人以上 介護職員 17人以上 理学療法士及び作業療法士 相当数 介護支援専門員 1人 薬剤師、栄養士、等 （病院の療養病床にかかる部分のみ）

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。